

条件を整備するとともに、健康づくりのために休暇を効果的に過ごせる環境づくりを促進する。

## ② 保健医療サービスの提供

### 〔良質で効率的な医療サービスの提供〕

良質で効率的な医療サービスを受けられるよう、以下の施策を推進する。

- i. 長期入院が必要な患者、高度な医療が必要な患者など、患者の病状に応じた良質な医療を適切に提供する体制が確保されるよう、医療施設機能の体系化を進める。
- ii. 救命救急センター、へき地中核病院の整備など救急医療、へき地医療対策の推進により、全国のどの地域に住んでいても安心して必要な医療が受けられるようにする。
- iii. 社会のニーズに対応した保健医療施設を充実することにより、地域保健医療体制を整備する。特に、老人訪問看護ステーションの整備等により、訪問看護等の在宅医療の拡充を図る。

### 〔患者サービスの向上〕

また、保健・医療サービスの消費者である患者の立場に立ったサービス提供が行われるよう、患者に対する適切な医療情報の提供、医療内容に関する丁寧な説明、メニューや食事時間など病院給食の改善、サービス選択の幅の拡大、待ち時間の短縮等を促進する。

## ③ 医療保険制度の長期的安定

### 〔医療保険制度の総合的検討〕

本格的な高齢社会に向けて、医療費を国民が公平に負担し、医療保険制度が安定的に機能するよう、また患者のサービス選択の幅が拡大するよう、給付の範囲、財源や社会保険診療報酬の在り方を含め医療保険制度について総合的に検討を行う。

### 〔医療費の適正化対策の推進〕

同時に、今後増加する医療費に係る国民の負担を適正な水準にとどめるため、疾病の予防だけでなく、より積極的に国民の健康づくりを進める。また、医療費の地域格差の是正など、医療費の適正化対策を引き続き推進する。

## C 新しいライフスタイルの実現

### 1. 家庭・地域社会における生活の充実

#### (1) 施策の基本方向

労働時間の短縮が進み自由時間が増えることにより、勤労者のライフスタイルは従来の職場を中心としたものから、職場、家庭、地域社会などでバランスのとれたものへと変化することが期待される。この変化は、生活全体にゆとりや潤いをもたらすものであり、個人が自己実現を図っていくためにも重要である。

こうした新しいライフスタイルを実現するため、家庭や地域社会での生活を重視するための環境を整備するとともに、消費などの分野での個人生活と企業との関係のバランスの見直しを促進する。

なお、生活の豊かさの現状を把握し施策に活かすため、生活領域、世代、地域別等で豊かさをきめ細かく把握し得る指標づくりを推進する。

#### (2) 家庭生活と地域社会での生活の充実

##### ① 家庭生活の充実

充実した家庭生活のためには、家庭機能が良好な状態にあることが必要である。核家族化の進展や女性の社会進出、長い労働時間等の中で、家庭機能の低下が指摘されている。家族の団欒や休養による安らぎ、子供を生み育て、教育し、病人や老親を介護するなどの家庭の持つ機能が今後も適切に維持できるよう、家庭を支援する諸施策を推進する。

具体的には、近年の急激な出生率の低下の中で、次代を担う子供が、健やかに生まれ育つための環境づくりを進めることがますます重要になっている。このことは、高齢社会への対応としても重要である。このため、住宅環境の改善を始めとして、出産・育児相談や保育サービスの充実、子育てに対する経済的支援、子供が伸び伸びと遊べる地域環境の整備、母子保健の推進を図るとともに、子育てや家庭生活の重要性について啓発活動を行う。また、基礎的な介護技術の普及等により、家庭や地域の介護基盤の強化を図る。

##### ② コミュニティ活動・ボランティア活動の充実

###### 〔勤労者のボランティア活動〕

コミュニティ活動やボランティア活動は、自由時間の活用の一つとして重要であ

り、活動内容によっては住みよいまちづくりにもつながる。これまで、これらの活動は自営業者や女性・学生を中心としたものであったが、企業の社会貢献活動や勤労者のボランティア活動も広がりつつある。勤労者も職場を離れば地域の生活者であり、自由時間の増大に伴い、自由にボランティア活動・コミュニティ活動を行う中で自己実現を図り、充実した個人生活を送る機会が拡大する。また、地域社会の範囲を超えて趣味等を通じたサークルやグループで自由に交流することも個人生活の幅を広げるものである。このため、企業自体の社会貢献活動の推進に加えて、従業員が企業から自由な立場でボランティア活動等を行えるよう、休暇、資金等での支援策が期待される。

#### 〔学生・高齢者のボランティア活動〕

また、学生が地域社会での活動や貢献を一層行うためには、高等教育におけるボランティア活動の実施を含めて学校教育におけるボランティア活動の拡充を図るとともに、入学試験等においてボランティア活動をより評価する必要がある。また、青少年の健全育成のためのコミュニティ活動は、学校週五日制への対応としても重要である。

このほか、今後の高齢化の進展を踏まえると、高齢者によるボランティア活動（シニア・ボランティア）の活発化も期待される。

#### 〔ボランティア活動等の活性化のための基盤づくり〕

これらの活動に地域住民の誰もが気軽に参加しやすくするため、情報提供システムの整備、活動の拠点づくり、指導者やコーディネーターの育成等を図る。なお、多様な非営利組織によって行われている住民参加型福祉活動については、将来のための時間貯蓄の仕組み（活動を行った時間数を積み立て、将来、積み立てた時間だけサービスを受けることができる仕組み）などにより参加意欲を高めるとともに、そのネットワークづくりを進める。

### (3) 企業と個人生活の関係の見直し

#### 〔企業交際費と企業への優先販売の見直し〕

企業の交際費支出は拡大を続けているが、最終的には商品やサービスの価格に転嫁される。また、企業の需要が適切な程度を超えて拡大する場合は個人の利用が難しくなる場合がある。さらに、企業の負担で個人生活上の便益を満たす面もあるため、公私の別を明らかにすることを含めて、企業交際費の在り方を見直す必要がある。また、

企業等の大口の需要が安定的に見込める旅行や催物等の切符販売等で、企業等への優先販売が行われ個人の購入が困難となる場合がある。割当率の販売業者による自主的な見直しや流通・予約手続の改善等の検討を促進する。

#### 〔社宅の見直し〕

社宅は雇用確保のためや従業員の福利厚生施設として建設されており、従業員にとっても利点がある。しかし、一方で、企業間格差が大きいこと、生活が企業内の関係に影響されやすいこと、有利な家賃に不透明感があることなどの問題が指摘されている。このため共同社宅建設などの努力が行われている。今後、従業員が自由に賃貸や持家の選択ができる社宅提供に代わる方法や、家賃に不透明感を生まない方法の検討も期待される。

## 2. 環境と調和した簡素なライフスタイルの実現

### (1) 施策の基本方向

地球環境、資源・エネルギー問題が重要となる中で求められる新しいライフスタイルは、簡素で、持続可能性のある環境と調和したライフスタイルである。環境保全、省資源・省エネルギーに関する国民意識の改革を促し、廃棄物の排出抑制と資源リサイクルを促進するために、地域住民による自主的な運動等の展開と併せて、ライフスタイルにも大きな影響を及ぼす経済的手段の活用など各種の施策を推進する。

### (2) 省資源・省エネルギーの推進

#### ① 教育・啓発活動の充実

国民に環境保全、省資源・省エネルギーの重要性の一層の理解を求め、ライフスタイルの変化を促すため、学校における環境教育や消費者啓発、情報提供の充実を図る。また、環境保全等に関する地域における自主的な運動についても一層の活性化を促進する。

#### ② 生産者等による条件整備

消費者が商品を実画的に購入し、環境への負荷が少なく省資源・省エネルギー型の商品や交通手段等のサービスを選択するために、生産者等の努力による条件整備を促進する。すなわち、環境マークの積極的活用等による適切な情報の提供や、商品を長期間使用できるための耐久性の向上・アフターサービス等の各種体制の整備、

環境に配慮した商品の開発・供給を促進する。また、簡易包装の推進、贈答用等の特別な包装の有料化の促進など、包装等の一層の適正化・環境適合化を促進する。

さらに、住宅の断熱性の向上やヒートポンプの活用等日常生活のエネルギー利用効率を高める技術の開発・普及等を図る。また、省エネルギーの総合的推進はもとより地球環境の保全にも資するよう、需要の平準化のための価格設定の促進やその他の経済的手段の検討など総合的な施策を推進する。

### (3) 廃棄物の排出抑制と資源リサイクルの促進

#### ① 分別収集の拡充と再生資源の利用

廃棄物の排出を抑制し資源リサイクルを促進するために、改正された「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」や、「再生資源の利用の促進に関する法律」の定着を図る。

特に国は、廃棄物処理施設整備計画等の着実な実施を図るとともに、市町村は一般廃棄物処理計画に従い地域の実情に合った分別収集体制の整備・拡充を図る。事業者は再生資源の利用率目標〔紙の古紙利用率を1994年度までに55%に(1990年51%)、ガラス容器のカレット利用率を1995年度までに55%に(1988年49%)、スチール缶の再資源化率を1995年までに60%に(1989年44%)、アルミ缶の再資源化率を1994年度末までに60%に(1989年43%) 向上〕の達成を始めとする再生資源の一層の利用促進を図る。消費者においても廃棄物の排出抑制や廃棄物の分別等への積極的な協力とともに再生資源を利用した商品の選択を促進する。

#### ② 廃棄物処理の有料化等の促進

一般廃棄物の収集・処理等の費用は、事業系はもとより家庭系の廃棄物についても当事者の適正な負担を求めることにより、廃棄物の排出抑制を図る。料金収入を住民への還元や市民組織・消費者組織の回収活動等の助成等に活用することを検討する。また、景観保全並びにリサイクル促進の観点から、欧米での実施例等を参考にしつつ、飲料容器のほか、回収すれば資源化が容易な製品や、回収が困難で投棄されると問題の大きい大型耐久財などについて預り金制度(デポジット制度)の導入の条件を整備し促進するための方策を検討する。

廃棄物の排出者の責任を明確にし、収集・処理や資源リサイクルに要する費用等が製品の価格に適切に反映される経済的な仕組みづくりなど、省資源・省エネルギー

一型の社会システムの形成に向けた経済的手段の活用を幅広く検討する。

### 3. 充実した消費生活の基盤の確立

#### (1) 施策の基本方向

我が国の家計の所得や貯蓄は世界最高水準となり、消費生活の内容も高度になった。一方で、内外価格差の存在により実質的な購買力は依然低く、消費の安全や利便性の面からも、消費者・生活者の視点に立った政策の一層の充実や市場ルールの確立が必要である。

#### (2) 物価の安定と物価構造の是正

##### ① 物価安定のための施策

物価の安定は、経済運営の基盤であるとともに国民生活安定の基礎である。このため労働力需給、原油価格、為替レートや通貨供給量の動向を注視しつつ、適切な財政・金融政策の実施と、輸入の活用や生産性向上策、競争促進策、厳正な公共料金政策等を推進する。

##### ② 物価構造の是正

物価水準の内外価格差は縮小傾向にあるものの、依然として欧米諸国に比べ割高なものがある。生活者や消費者の視点に立った規制緩和を進めつつ、財別・品目別の特性に応じた一層の是正を図る。食料品については、加工流通部門における合理化・効率化の促進、市場アクセスの一層の改善、農業の生産性の向上等を総合的に推進する。いわゆるブランド品を含む輸入工業製品については、独占禁止法の厳正な運用等による流通分野での競争施策の一層の促進、個人輸入の拡大等を図るとともに、輸入関係インフラの整備による製品輸入等の拡大を図る。公共料金については、効率性と公平性のバランスを考慮しつつ、できる限り競争原理を導入することにより、経営の効率化と生産性の向上等を通じた料金水準の適正化を図る。また、土地利用型サービスの中では駐車場料金について地価との関連も指摘されており、地価水準の是正策も含めた総合的土地対策の推進により、価格水準の適正化を図る。

また、より総合的・継続的な内外価格差調査を実施し、消費者への情報提供等の充実を図る。

### ③ 内外価格差の是正に資する規制緩和の推進

内外価格差の是正のためには、規制緩和の推進が重要である。このため以下の施策を行う。

- i. 電気料金については季節別時間帯別料金の拡充、ガス料金については複数二部料金制への移行等サービスの質やコストに応じた適切な料金メニューの整備を図る。
- ii. 航空運賃については、割引運賃の導入・拡充を一層推進し、国際航空の特別運賃のゾーン制導入・拡充などを図る。また、国内航空のダブル・トリプルトラック化（同一路線の2社・3社体制化）を引き続き行う。
- iii. さらに、改正法が施行された大店法や免許基準が緩和された酒類販売業、原油処理枠が撤廃された石油産業についても、適切な運用を図るとともに、運用状況に即した点検・評価等を行う。
- iv. なお、後述の(5)③ ii. に掲げられている化粧品、一般用医薬品等の再販適用除外制度の見直しも内外価格差の是正に資するものと考えられる。

## (3) 消費者安全の確保と消費のサービス化への対応

### ① 消費者保護施策の基本的考え方

消費者は自らの責任と自覚の下で多様な選択ができることが望ましい。しかし、経済社会が高度化・複雑化する中で消費者と企業等との間で情報収集能力等の格差が拡大しており、消費者の自立性を高めるには企業や行政による十分な情報提供等の環境整備が必要である。このため、

- i. 経済社会の変化を十分踏まえ消費者保護の観点から必要な公的規制に関しては維持・強化を図り、規格・表示の一層の適正化などにより適切な消費者選択の確保に努める。
- ii. 消費者への情報提供や消費者教育の一層の充実、自主的な消費者組織・消費者活動の環境整備等を通じて、消費者への支援を一層強化する。

### ② 消費者安全の確保

製造物責任制度を中心とした総合的な消費者被害防止・救済制度の在り方については、被害者救済の実効性の確保と国際化の進展に対応した制度の調和を図る観点から緊急の課題として検討が進められ、また、事故防止及び被害救済のための総合

的な製品安全対策の在り方については、製品事故や消費者被害救済の実態、経済社会への影響等を十分踏まえた検討が進められているなど種々の場で検討が行われており、それらの成果を活用する。

消費者被害情報の収集・活用については、これを総合的に推進するため、消費者行政関係省庁において活発な情報交換を行うなど、一層の連携強化に努める。

輸入食品などの安全性確保については、安全基準の整備を行うとともに監視体制の充実に努める。また、安全基準の見直しに当たっては商品の安全性に十分配慮するとともに、国際基準の策定に積極的に参加する。製品やサービスの安全に関する情報などの消費者関連情報については、先進国のみならず幅広く国際的な交換を促進する。

### ③ 消費のサービス化への対応

クレジットカードの使い過ぎ等による多重債務問題については、与信情報の相互流通の一層の促進、与信限度額の設定適正化等の与信体制の整備の勧奨、消費者啓発の強化等により過剰与信の防止を総合的に推進する。また、その条件整備のためにも、民間部門における個人情報保護対策の検討を促進する。

また、ゴルフ等の会員契約の適正化を推進し、消費者保護を図る。

### ④ 消費者教育の推進

消費者教育に関する内容を充実した新学習指導要領は平成4年度（1992年度）以降順次実施する予定であり、その徹底に努める。さらに、高齢化社会の消費者問題への対応も含め、生涯を通じた長い消費生活の各段階における消費者教育の充実を図る。そのため、消費者教育支援センターなど消費者教育を支援する関係諸団体の活用により、総合的かつ効果的な推進を支援する。

## (4) 利用者の立場に立った公的サービスの見直し

各省所管法令手続をリンクさせた電算化等による輸入手続の簡素・合理化、道路の掘返し防止、駐車規制と駐車場整備、福祉機器等の開発・普及等について各省庁の連携強化によって利用者の利便性の向上を図る。また、社会資本整備においても空港とアクセス交通など異部門間の整備、公民館と図書館等社会教育施設の集中立地など類似機能・関連機能の協調、公共住宅と社会福祉施設の合築など機能の複合化等につい

て各省庁の連携強化や地方公共団体による総合化を推進する。

さらに、公的施設における利用時間の延長、病院等の待ち時間の短縮による迅速なサービスの提供、公的施設におけるトイレの清掃や分かりやすい案内、案内標識の整備等外国人にも分かりやすい行政サービスの提供など利用者の立場からの見直しを推進する。

## (5) 生活者の視点に立った市場ルールの確立

### ① 施策の基本的考え方

上記の物価の安定や物価構造の是正及び消費者保護施策等による消費者主権の実現を確実なものとする前提として、生活者の視点に立った市場ルールの確立が必要である。このため経済的規制の緩和推進と独占禁止法の厳正な運用など競争政策を一層推進すること等による競争条件の整備が必要である。これは、国際社会との調和を図る観点からも必要である。

### ② 規制緩和の推進

企業及び消費者の自己責任の確立や生活者や消費者の安全の確保等を図りつつ、個人や企業の創意工夫により市場経済の活力が十分発揮できるような環境の整備を目指して規制緩和を推進する。このため、行革審の答申などを最大限に尊重する。需給調整の観点からの参入規制や価格規制などの経済的規制については厳格な見直しを行うなど、制度・運用の改善を一層推進する。これらの中で、特に、生活者や消費者の視点に立った市場ルールの確立のため以下の規制緩和を推進する（内外価格差の是正に資する規制緩和については上記(2)③)。また、規制緩和後の取引の公正の確保に努める。

- i. 利用者のための規制緩和として、預貯金金利の一層の自由化を推進するとともに、各業態の金融機関等の相互参入や金融商品の多様化等金融・資本市場の一層の自由化を推進する。
- ii. 環境、エネルギー制約に対応して、電気事業者以外の者が分散型発電をする際に生じる余剰電力の購入を積極的に推進するなどにより自然エネルギーやエネルギー効率の高い分散型電源の開発・導入を推進する。